

議案第 4 5 号

大口町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

大口町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公営企業法の改正により、業務の状況の作成事務が合理化されること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大口町下水道事業の設置等に関する条例（令和４年大口町条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

第８条第１項中「毎事業年度」及び「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削り、同項第３号中「前２号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第２号の次に次の２号を加える。

(3) 前事業年度の決算の状況

(4) 前項の規定により作成する日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第５条の改正規定は、公布の日から施行する。

大口町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9</u> <u>第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。 (業務状況説明書類の作成) 第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに作成しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>前事業年度の決算の状況</u> (4) <u>前項の規定により作成する日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか</u>下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項 3 略	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u> <u>第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。 (業務状況説明書類の作成) 第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、<u>毎事業年度</u>4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、<u>10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。</u> 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、<u>11月30日まで作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u> (1)・(2) 略 (3) <u>前2号に掲げるもののほか</u>、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項 3 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

地方分権改革の一環として、地方自治体の負担軽減・合理化の観点から、地方公営企業の業務の状況を説明する書類の提出を、年2回以上から年1回以上とする地方公営企業法の改正が行われたこと及び地方自治法が改正されたことに伴い、本条例を改正するものです。

2 改正の概要

業務の状況を説明する書類について、年度の間である9月末時点の事業、経理の状況等及び前事業年度の決算の状況を11月30日までに作成することとします。また、地方自治法の改正により引用条文の改正をします。

3 施行期日

令和9年4月1日から施行します。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行します。